

北海道大学

入学料減免（徴収猶予）申請のしおり

（令和4年10月入学者用）

目 次

- 入学料減免（徴収猶予）の概要・申請資格について・・・・・・1
 - ・ 本学の入学料減免（徴収猶予）について
 - ・ 入学料減免（徴収猶予）申請における注意事項
 - ・ 入学料減免の申請資格
 - ・ 入学料徴収猶予の申請資格
 - ・ 入学料減免（徴収猶予）の申請者の入学料納入について
- 提出書類・申請書類の記入等について・・・・・・3
 - ・ 提出書類等について
 - ・ 入学料〔減免・徴収猶予〕申請書の記入について
 - ・ 申請時の注意事項
 - ・ 東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震の被災学生の申請について
- 書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について・・・・・・7
 - ・ 申請書類の提出期間・提出窓口
 - ・ 判定結果が告知されるまでの注意事項
 - ・ 判定結果の告知・決定通知書について
 - ・ 問い合わせ窓口
 - ・ 入学料減免に関するQ & A
 - ・ 関係書類等一覧表

【申請書類様式一覧】

- ・ 入学料減免（徴収猶予）申請書
- ・ 入学料減免（徴収猶予）申請書記入例
- ・ 付属書類提出一覧表
- ・ 様式1 年収見込証明書
- ・ 様式2 年金・恩給所得内訳書
- ・ 様式3 児童手当・児童扶養手当受給証明書
- ・ 様式4-1 長期療養に係る医療費控除金額内訳書
- ・ 様式4-2 長期療養に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式5 無職・無収入申立書
- ・ 様式6-1 家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書
- ・ 様式6-2 家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙
- ・ 様式7 退職金支給証明書
- ・ 様式8 生活状況申立書

○入学料減免（徴収猶予）の概要・申請資格について

本学の入学料減免（徴収猶予）について

下記の「入学料減免（徴収猶予）の申請資格」のいずれかに該当し、減免（徴収猶予）が必要と認められる場合には、選考の上、入学料の全額若しくは半額が減免され、または徴収が猶予されることがあります。（猶予期間は、10月入学者は2月末日までとなります。）

入学料減免（徴収猶予）申請における注意事項

- (1) 本しおりは、本学独自の入学料減免（徴収猶予）についてのみ記載しています。「高等教育の修学支援新制度」に基づく入学料減免（日本人学部学生のみ対象）に申請を希望する者は、申請書類等が異なりますので、入学する学部の担当窓口にご相談ください。
- (2) 入学手続期間に減免と徴収猶予を同時に申請することはできません。ただし、入学料減免の判定結果が不許可または半額減免であった場合、告知日から起算して14日以内に、徴収猶予の申請をすることができます。
- (3) 入学料減免（徴収猶予）申請者は、判定結果の告知があるまでは入学料の納入が猶予されますので、告知があるまでは入学料を納入しないでください。納入した入学料は、返還されません。
- (4) 入学料減免（徴収猶予）を申請した者が入学を辞退した場合、入学料の納入が必要です。

入学料減免の申請資格

学部学生（日本人学部学生は対象外）

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) (1) に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

大学院生

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) (1) に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合

※【東日本大震災】【熊本地震】【北海道胆振東部地震】については、地震発生後1年を経過していますが、特例として、学部学生・大学院生ともに(1)に該当しますので、被災者の方は減免申請の対象となります。ただし、被災したことを証明する書類（被災または罹災証明書）のコピーの提出が必要です。

入学料徴収猶予の申請資格

学部学生及び大学院生（日本人学部学生は対象外）

- (1) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、または本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入期限までに納入が困難であると認められる場合
- (2) 経済的理由により入学料の納入期限までに納入が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

入学料減免（徴収猶予）申請者の入学料納入について

入学料減免（徴収猶予）申請者は、判定結果の告知があるまでは入学料の納入が猶予されません。申請者の入学料の納入期限については次のとおりです。

なお、納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

入学料減免申請者

- 告知予定日 1月上旬
- 納入期限等
 - ・全額減免者 → 入学料の納入は不要
 - ・半額減免、不許可者 → ①告知後、14日以内に納入 または
②告知後、14日以内に徴収猶予申請



徴収猶予申請をした場合、許可されれば2月末日まで納入が猶予される。

不許可の場合は2月上旬（予定）までに納入が必要。

入学料徴収猶予申請者

- 告知予定日 1月上旬
- 納入期限等
 - ・許可者 → 2月末日までに納入
 - ・不許可者 → 告知後、14日以内に納入

※告知日から14日目（告知日を1日目とする）が土日・祝日にあたる場合は、その前の平日が納入期限（または申請期限）となります。

○提出書類・申請書類の記入等について

提出書類等について

提出書類は下記のとおりです。確認の上、不備のないように申請してください。

書類は全てA4で作成願います。源泉徴収票等、サイズがA4よりも小さいものは、A4用紙にコピーするかA4用紙に貼り付けてください。

提出書類

- ①令和4年度北海道大学入学料〔減免・徴収猶予〕申請書（様式B）
- ②付属書類提出一覧表
＜以下は該当する書類を提出してください＞
- ③令和3年分源泉徴収票または給与明細（コピー可）【給与所得者の場合】
 - ・令和3年1月以降の就職・転職等により、収入額が変わる場合は、様式1「年収見込証明書」を提出してください。
 - ・給与所得者で確定申告をした場合は、確定申告書も併せて提出してください。
- ④令和3年分確定申告書（コピー可）【給与所得者以外（事業所得等）の場合】
 - ・確定申告書は第一表（A表またはB表）の他、第二表等も全て提出してください。
- ⑤家庭状況によって提出を要する書類
 - ・10ページの「関係書類等一覧表」を確認の上、該当する書類を提出してください。

入学料〔減免・徴収猶予〕申請書の記入について

申請書は、できるだけパソコンで入力してください（署名を除く）。パソコンでの入力が困難な場合は手書きでも構いませんが、文字を消すことができる「消えるボールペン」や鉛筆、シャープペンシルは使わず、丁寧に記入してください。

また、記入例も参照の上、誤りや漏れがないように注意してください。

(1) 奨学金について

10月1日時点で受給している（受給することが決定している）奨学金について、給付（返済不要）及び貸与（返済必要）ともに、全て記入してください。

(2) 収入（所得）の記入方法について

- 原則として前年1年間の収入となりますので、令和3年1～12月と令和4年1～12月の状況に変わりがない（同じ職場に勤務していて収入額に大幅な変動の見込みがない）場合は、令和3年分の源泉徴収票または確定申告書の金額を記入してください。
- 令和3年1月以降の就職・転職等により勤務先や収入額が変わっている場合や、勤務先は変わらないが収入額に大幅な変動が見込まれる場合は、年収見込証明書（様式1）を作成し、年収見込額を記入してください。自営業等で、第三者の証明が受けられない場合は、年間の収支見積明細書（様式自由）を添付し、事業所得見込額を証明してください。
- 令和4年1月以降に退職し、その後再就職していない場合は、令和4年1月から退職までの収入（見込）額を記入し、源泉徴収票または給与明細を提出してください。給与明細を提出する場合は、給与明細の余白に、退職年月日を記入してください（見込額の場合は、どのように計算したかも記入してください）。また、退職金を受給した場合は、様式7「退職金支給証明書」も提出してください。
- 令和4年1月以降に転職した場合は、「①令和4年1月から転職するまでの収入額」と「②転職後から令和4年12月までの収入見込額」の合計を記入してください。①の金

額がわかる書類として、源泉徴収票または給与明細を提出してください。②の金額がわかる書類として、年収見込証明書（様式1）を提出してください。また、退職金を受給した場合は、様式7「退職金支給証明書」も提出してください。

- 児童手当、児童扶養手当等は、令和4年度分の受給予定額を記入してください。
- 申請者本人や兄弟等がアルバイトをしている（していた）場合も、源泉徴収票・確定申告書・給与明細等を提出するとともに、令和4年1～12月の収入（見込）額を計算し、「アルバイト」欄に記入してください。どのように計算したかについても、源泉徴収票等の余白に記入してください。
- 金額は千円単位（千円未満切捨）で記入してください。
- 10ページの関係書類等一覧を確認し、該当する事項がある場合には、その金額を記入するとともに、必要書類を提出してください。
- 日本学術振興会特別研究員・リーディングプログラム・フェロシップ等の研究奨励金は、奨学金の欄ではなく、「給与・役員報酬」の欄に記入してください。

【例1】源泉徴収票の金額を記入する場合

源泉徴収票の「支払金額」が6,202,740円なので、申請書の「給与・役員報酬」に「6,202（千円）」と記入してください。

令和3 年分 給与所得の源泉徴収票														
支払 を受け る者	住所又は居所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	氏名		(受給者番号)		(フリガナ)		(役職名)						
		北大 太郎				ホクダイ タロウ		北大 太郎						
種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額				
給与	内	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	千	円	
	6	202	740	4	420	000	1	103	701			235	700	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
有 無 従有 従無	千 円	特 定 人	老 人 内	其 他 特 別 人	其 他 特 別 人	其 他 特 別 人	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	千 円	
		2					673,701	50,000	0	0				
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額								円 国民年金保険料等の金額		配偶者の合計所得		千 円		
										個人年金保険料の金額		千 円		
										旧長期損害保険料の金額		千 円		
未成年者	乙欄	本人が障害者 特別 その他	寡 一 般	寡 特 別	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職 就職退職年月日		受給者生年月日		
										*	3	8	1	明 大 昭 平 年 月 日
支払者	住所(居所)又は所在地													
	氏名又は名称													
整理欄	①													

前年1月以降に就職・転職した場合には、現勤務先での1年間分の収入が確認できませんので、年収見込証明書（様式1）を使用して1年間分の収入を証明してください。

【例2】確定申告書の金額を記入する場合

確定申告書の「所得金額」欄の「**営業等**」が4,500,000円なので、申請書の「事業所得」欄に、「4,500(千円)」と記入してください。また、「所得金額」欄の「**不動産**」が480,000円なので、申請書の「**利子・配当・家賃・地代**」の欄に、「480(千円)」と記入してください。なお、申請の際には、第一表、第二表等、全てを提出してください。

札幌市 税務署長
令和3年4月3日
令和3年分の所得税の確定申告書B

住所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目
フリガナ ホクタイタロウ
氏名 北大 太郎
性別 男
生年月日 3.32.12.10
電話番号 011-000-0000

収入金額等 (単位は円)

事業所得	⑦	8000000	課税される所得金額 ①-②又は第三表 上の②に対する税額 又は第三表の⑤	②⑤	4540000
不動産所得	⑧	480000	配当控除	②⑥	480500
利子所得	⑨		(特定増改修等) 住宅借入金等特別控除	⑩	
配当所得	⑩		政党等寄附金特別控除	⑪	
給付所得	⑪		住宅耐震改修特別控除	⑫	
公的年金等所得	⑫	450000	電子証明書等特別控除	⑬	
雑所得	⑬		差引所得税額 (⑬-⑭-⑮-⑯-⑰)	⑭	480500
総合課税 短期	⑭		源泉徴収税額	⑰	0
総合課税 長期	⑮		申告納税額 (⑱-⑲-⑲-⑲)	⑱	480500
一時所得	⑯		予定納税額 (第1期分・第2期分)	⑲	
事業所得	⑰	4500000	第3期分の 納める税金 (⑳-㉑)	⑳	480500
不動産所得	⑱	480000	運付される税金	㉑	△
利子所得	㉑		配偶者の合計所得金額	㉒	
配当所得	㉒		専従者給与(控除)額の合計額	㉓	
給付所得	㉓		青色申告特別控除額	㉔	100000
雑所得	㉔	0	雑所得・一時所得の 源泉徴収税額の合計額	㉕	0
総合課税 一時所得 ⑰+[(⑱+⑲)×1/2]	㉕				

第一表 ○この用紙は控用です。

申請時の注意事項

- (1) 本しおり、申請書記入例等をよく読み、家族に家計状況等を十分確認の上、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。書類不備は減免（徴収猶予）不許可となることがあります。
- (2) 申請受付後でも、書類の不備や確認が必要な事項がある場合は、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。本学から連絡があった際は、速やかに対応してください。
- (3) 申請書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、減免（徴収猶予）結果を取り消すことがあります。
- (4) 金額の単位を間違えないように注意してください（千円単位：千円未満切捨）。
- (5) 外国人留学生については、別の申請書様式があります。

東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震の被災学生の申請について

東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震の被災学生については、地震発生後1年を経過していますが、特例として、学部学生・大学院生ともに、入学料減免の申請資格(1)に該当します。申請の際は次のことに注意してください。

- (1) 申請書1ページ目の特別控除欄「1年以内に被災した世帯」に○を付けてください。
- (2) 被災したことを証明する書類（被災または罹災証明書）の提出（コピー可）が必要です。
※被災または罹災証明書の他、本しおり3ページ目に記載の書類も必要です。
- (3) 被災額が証明できる書類（損壊した自宅の修繕の見積書、請求書等）がある場合は、そのコピーを提出してください。
- (4) 申請書2ページ目の「家庭事情記入欄」に被災状況及び現在の状況を詳細に記入してください。

○書類提出期間・判定結果・問い合わせ等について

申請書類の提出期間・提出窓口

課 程	提出期間	提出窓口
学 部	入学する学部・学院（研究科）等が指定	入学する学部・学院（研究科）等の
大学院	した期間	担当窓口

【注意事項】

上記提出期間内に必ず提出してください。上記期間を過ぎての申請書の提出は受け付けません。なお、提出期限までに証明書類等が準備できない場合は、事前に提出窓口までご相談ください。

判定結果が告知されるまでの注意事項

- (1) 判定結果が告知されるまでは、入学料の納入が猶予されますので、入学料を納入しないように注意してください。
- (2) 入学料減免（徴収猶予）申請後、学籍に異動が生じる場合（退学、修了等）は、速やかに高等教育推進機構4番窓口または所属学部・学院（研究科）等の窓口申し出てください。
- (3) 申請受付後でも、書類の不備や確認が必要な事項がある場合は、追加書類の提出を求めたり、事実確認をすることがあります。本学から連絡があった際は、速やかに対応してください。

判定結果の告知・決定通知書について

- ・判定結果は、掲示板及び本学ホームページ等にて告知する予定です。（1月上旬予定）
- ・掲示場所：高等教育推進機構掲示板③及び各学部・学院（研究科）等の掲示板
- ・告知後、速やかに決定通知書を次の窓口で受け取ってください。

課程	受取窓口
学 部	入学する学部・学院（研究科）等の担当窓口
大学院	

【注意事項】

- ① 学部・学院（研究科）等によっては、決定通知書を郵送またはメールで交付する場合がありますので、事前に確認してください。
- ② 入学料減免の不許可者及び半額減免者並びに入学料徴収猶予申請者は、減免（徴収猶予）判定結果告知後、新たに発行する専用の振込用紙により、入学料を納入してください。
- ③ 納入期限までに入学料を納入しない場合は、除籍となりますので、注意してください。

問い合わせ窓口

○入学料減免について

北海道大学学務部学生支援課奨学支援担当

TEL (011)706-7530 (直通) [高等教育推進機構4番窓口]

E-MAIL syogaku[at]academic.hokudai.ac.jp ([at]を@に変えてください)

※申請書類の提出期間や提出方法については、入学する学部・学院(研究科)等の担当窓口
に問い合わせてください。

○入学料の納入方法等について

北海道大学財務部経理課収入担当

TEL (011)706-2048 (直通)

入学料減免に関するQ & A

問い合わせが多い事項を抜粋しておりますので、参考にしてください。

- Q 1 入学料減免に申請する際、「課税（非課税）証明書」の提出は必要ですか？
A 1 独立生計者として申請する場合は必要ですが、それ以外の場合は不要です。なお、授業料減免に申請する際は、独立生計者でなくとも必要になりますのでご注意ください。
- Q 2 入学料減免に申請する際、「住民票」の提出は必要ですか？
A 2 独立生計者として申請する場合は必要ですが、それ以外の場合は不要です。また、戸籍謄本では母子父子家庭であることを証明できない場合、住民票を提出し、状況の詳細を申請書等に記入することで、母子父子家庭として認められる場合があります。
- Q 3 独立生計としての申請を希望していますが、新型コロナウイルス感染症の影響でアルバイトを解雇され収入がなく、貸与奨学金と貯金の取り崩しで生活しているため、実質的に収入はゼロです。「関係書類等一覧表」には、独立生計の条件として「③独立して生活するために必要な収入があり」と書かれていますが、独立生計として認められますか？
A 3 アルバイト収入がなくても、生活できる家計状況にあれば、独立生計として認められます。「様式 8 生活状況申立書」に家計状況を記入するとともに、申請書の「家庭事情記入欄」において、アルバイト収入がなくても生活できることを説明してください。
- Q 4 長期療養者にかかる領収書の一部が見当たりません。どうしたらよいですか？
A 4 領収書等の証明できる書類が必要です。申請書には、領収書等を提出できる分の金額を記入してください。
- Q 5 減免判定結果は保護者に通知されますか？
A 5 減免判定結果は、掲示等により申請者（学生）に告知し、決定通知書を交付します。保護者への減免判定結果の通知は行っておりません。
- Q 6 兄弟が他大学に入学し、兄弟の入学料減免の判定結果と異なる結果でした。なぜですか？
A 6 入学料減免は各大学で制度が異なります。よって、減免の判定結果が他大学と異なる場合があります。
- Q 7 入学料減免の結果が不許可となった理由を教えてください。
A 7 判定結果は、申請者個人の「絶対評価」で決定するものではありません。他申請者との比較のほか、予算の制約もあります。判定理由は、他申請者の個人情報保護の観点からお答えできませんのでご了承ください。
なお、申請書類に不備等があった場合も、不許可になることがありますので、記入漏れ、誤記入及び不足書類がないように注意してください。

関係書類等一覧表

課税（非課税）証明書，住民票，戸籍謄本については，市区町村で発行されたもの（原本）を提出してください。それ以外の関係書類はコピーで構いません。

区 分	関係書類等	発行場所等
<p>・独立生計者 ①所得税法上，父母や配偶者等の扶養親族ではなく，②健康保険法上の被保険者となっており，③独立して生活するために必要な収入があり，④父母等と別居・独立していることが確認できる者 ※父母と絶縁状態等，特別な事情があり，独立生計者として申請せざるをえない者は，申請書の「家庭事情記入欄」に記入するか，任意様式の申立書を作成し，状況の詳細を説明してください。</p>	<p>課税（非課税）証明書，国民健康保険等の保険証のコピー，世帯全員分の住民票，様式8「生活状況申立書」を提出してください。 ※国民健康保険への切り替えを申請中の者は，切り替え申請中であることが確認できる書類を提出してください。 ※住民票の転出手続きをしておらず，住民票上では父母等と同一世帯になっている者は，世帯全員分の住民票に加えて，申請者の現住所が確認できる種類（公共料金の通知ハガキ等）を提出してください。 ※住民票の転出手続きをしておらず，保険証の被保険者が父母等となっている場合は，健康保険料を自分で支払っていることがわかる書類（通帳の名義部分及び引き落とされた部分のコピー等）を提出してください。</p>	<p>・市区町村</p>
<p>・就職，転職 令和3年1月以降の就職・転職等により勤務先や収入額が変わっている場合 ※令和4年1～12月に収入がある（見込まれる）者は，収入に関する書類が必要です。</p>	<p>様式1「年収見込証明書」を提出してください。年収見込証明書の提出が困難な場合は，給与明細・通帳・契約書（時給等が記載されたもの）等を提出するとともに，令和4年1～12月の収入見込額を計算してください。また，どのように計算したかについても，余白に記入してください。</p>	<p>・勤務先</p>
<p>・年金，恩給受給者 ※同一生計に祖父母がいる場合は必ず確認してください。</p>	<p>様式2「年金・恩給所得内訳書」に記入し，年金額決定通知のはがき等，年金額が確認できる書類のコピーとともに提出してください。 ※非課税の年金（障害年金，遺族年金等）についても対象となるので，必ず申請書に記入の上，上記書類を提出してください。</p>	<p>・日本年金機構 ・都道府県保険課 ・市区町村等</p>
<p>・失業手当受給者</p>	<p>雇用保険受給資格者証のコピーを提出してください。</p>	<p>・ハローワーク</p>
<p>・児童手当，児童扶養手当受給者</p>	<p>様式3「児童手当・児童扶養手当受給証明書」に記入し，受給期間及び受給金額がわかる通知書等のコピーとともに提出してください。</p>	<p>・市区町村</p>
<p>・生活保護費受給者</p>	<p>保護決定通知書（受給額が確認できる書類）のコピーを提出してください。</p>	<p>・市区町村</p>

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> 退職金受給者 臨時所得があった場合 令和4年4月～令和4年9月に、退職金の受給または臨時的所得があった場合 	①退職金受給の場合 様式7「退職金支給証明書」を提出してください。 ②臨時的所得の場合 保険金、退職一時金、資産の譲渡金、山林所得等の支払証明書のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 勤務していた会社 保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> 確定申告書に記載されていない補助金等を受給している場合 	補助金等に関する通知書（補助金等の金額がわかるもの）のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 国 都道府県 市区町村
<ul style="list-style-type: none"> 無職，無収入の者 就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合 	別紙様式5「無職・無収入申立書」を提出してください。 ※専業主婦も提出が必要です。 ※無職であっても、年金等により一定の所得がある場合は提出の必要はありません。 ※家計支持者が無職・無収入の場合は様式8「生活状況申立書」も提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 該当者の申立
<ul style="list-style-type: none"> 家計支持者が無職，無収入の世帯 世帯全体の総収入（所得）額が200万円以下の世帯 	様式8「生活状況申立書」を提出してください。 ※家計支持者が無職・無収入の場合は様式5「無職・無収入申立書」も提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 家計支持者の申立
<ul style="list-style-type: none"> 母子父子世帯 	全員分の戸籍謄本（戸籍全部事項証明）を提出してください。 ※戸籍謄本では母子父子世帯であることを証明できない等、特別な事情がある場合は、証明できる書類を提出するとともに、申請書の「家庭事情記入欄」に記入するか、任意様式の申立書を作成し、状況の詳細を説明してください。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村 社会福祉事務所等 都道府県
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者がいる世帯 	障害者手帳の氏名、障害等が確認できるページのコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村等
<ul style="list-style-type: none"> 被爆者がいる世帯 	被爆証明書、被爆者健康手帳等、被爆したことのわかる書類のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村
<ul style="list-style-type: none"> 長期療養者がいる世帯 令和4年10月1日時点で6か月以上の期間療養中又は療養を認められる者 ※領収書等がないものは認められません 	診断書、様式4-1「長期療養に係る医療費控除金額内訳書」、様式4-2「長期療養に係る領収書等貼付用紙」を提出してください。 ※ <u>老人ホームの入所費、介護サービスの利用負担額、保険外診療の特別室料・オムツ代・文書料等については対象外です。</u> ※保険金、損害賠償等で補填された金額については、証明書等を添付の上、申請書1ページ目の一時所得（給与以外の所得金額）に記入してください。	<ul style="list-style-type: none"> 医師（病院） 薬局 市区町村等

区 分	関係書類等	発行場所等
<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者が単身赴任等のため別居している世帯 ※住居費・光熱水費のみ対象	様式6-1「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書」、様式6-2「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙」（領収書，預金通帳等の写しを貼り付け）を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者が証明
<ul style="list-style-type: none"> • 家計支持者死亡 • 風水害等の災害 	○死亡 死亡証明書等（死亡の事実がわかる書類）のコピー，退職金・死亡保険金の金額・受給日がわかる証明書等のコピー ○災害 被災（罹災）証明書及び被災金額を証明できる書類のコピー，保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書のコピー ※被災金額を証明できる書類がない場合は被災（罹災）証明書のみ提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 市区町村 • 消防署 • 警察署 • 勤務していた会社 • 保険会社等
<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会特別研究員，リーディングプログラム，フェローシップ等の奨励金受給者 	採用期間，金額のわかる書類を提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学術振興会等
<ul style="list-style-type: none"> • 日本学生支援機構の旧制度給付奨学金受給者 	奨学生証のコピーを提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> • 日本学生支援機構